

「世田谷9年教育」
の推進に向けた基本的な方針

平成22年4月

世田谷区教育委員会

目 次

1	はじめに	-----	1
2	「世田谷区教育ビジョン」	-----	2
3	「世田谷9年教育」の3つの柱	-----	3
4	義務教育9年間を通したカリキュラム	-----	4
5	「世田谷9年教育」のカリキュラムに基づく 教育活動の展開	-----	9
6	義務教育9年間に責任をもった学校運営	-----	17
7	教職員の研修・研究体制及び学校への支援体制の充実	-----	20
8	「世田谷9年教育」の実現に向けて	-----	22
9	おわりに	-----	23

1 はじめに

- ・世田谷区教育委員会は、平成17年3月に、今後10年間の教育の方向性を定めた「世田谷区教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」）を策定した。平成17年度から3年間の第1期行動計画期間を経て、平成20年度から第2期行動計画期間に入っている。
- ・「教育ビジョン」の第一の柱は「地域とともに子どもを育てる教育」である。区教育委員会では、平成9年に全国に先駆けて全区立小・中学校に学校協議会を設置するなどの取組を進めてきた。また、平成17年度より地域運営学校の指定を進めるなど、地域が参画する学校づくりに精力的に取り組んでいる。
- ・「教育ビジョン」では、すべての知的活動や表現力の基盤であり、豊かな人間性の基盤である「ことば」を大切にする取組も進めている。区教育委員会では、平成15年度から「美しい日本語を世田谷の学校から」の取組を進めてきたが、世田谷区は、平成16年12月に内閣府より「世田谷『日本語』教育特区」に認定され、平成19年度から世田谷区独自の教科「日本語」の授業を開始した。教科「日本語」の取組は、他自治体からの視察や教科用図書の購入希望が多いことに見られるように全国から注目され、平成20年度に第48回「久留島武彦文化賞」を受賞するとともに、内閣府より全国展開にふさわしい施策として認められた。
- ・平成18年に教育基本法が改正され、「教育の目標」として、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体を養うことなどが明記された。平成19年には学校教育法が改正され、小・中学校に分けて示されていた教育の目標が、義務教育の目標として統一されて示された。
- ・区教育委員会は、児童・生徒、保護者、地域の方々の区立学校の教育に対する高い期待に応えるよう、たとえば、いち早く区独自の予算で区立小・中学校に講師を配置して少人数教育を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るなど、これまでも不断の努力を積み重ねてきた。今後も、21世紀に生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養うために、区立小・中学校の教育をより一層質の高いものにしていく決意でいる。
- ・その実現のために、区立小・中学校においては、小学校、中学校の別なく、等しく、教職員が児童・生徒一人ひとりの9年間の義務教育全体に対して責任をもつことが重要である。
- ・そして、学習指導要領の改訂を機に、区教育委員会と区立小・中学校がともに、カリキュラム、学校運営、教職員の研修・研究や学校への支援につ

いて、区立小・中学校の教育を一体としてとらえた改善を実現させることが重要である。

- ・その方針や具体策を検討するため、区教育委員会は、平成20年2月に、保護者、地域の方、学識経験者、区立小・中学校の校長などを委員とする「『世田谷9年教育』検討委員会」を設置した。委員会では鋭意検討が進められ、平成22年3月に検討のまとめが示された。
- ・検討委員会の報告書を踏まえ、区教育委員会は、ここに「『世田谷9年教育』推進に向けた基本的な方針」を定め、「世田谷9年教育」の実現を目指すものである。

2 「世田谷区教育ビジョン」

(1) 教育ビジョンの掲げる「子ども像」

「教育ビジョン」では、自他を敬愛し、理想と志をもち、日本の文化・伝統を継承し、世界の人々と共に生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造を目指し、子ども像を次のように定めている。

- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
- 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
- 日本の美しい風土によって生まれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども
- 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

(2) 「教育ビジョン」の施策の柱

「教育ビジョン」では、次の5つの施策の柱を掲げ、その実現を進めている。

- I 地域とともに子どもを育てる教育
- II 未来を担う子どもを育てる教育
- III 信頼と誇りのもてる学校づくり
- IV 教育環境の整備
- V 教育委員会の改革

3 「世田谷9年教育」の3つの柱

「世田谷9年教育」は、「教育ビジョン」に掲げた子ども像を実現するため、教育基本法の改正や学校教育法等の改正を踏まえ、小・中学校の主体性を尊重しつつも、小・中学校の義務教育9年間を一体ととらえ、新学習指導要領の実施を機に、区立小・中学校が一体となって、21世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取組である。

<1> カリキュラム

- ・21世紀を生きる児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を、義務教育9年間の教育課程を中心として育んでいく。
- ・そのために、新学習指導要領を踏まえ、義務教育9年間を通じた世田谷区としてのカリキュラムや教材、児童・生徒の学習状況を確認する仕組みづくりなどを整理・開発し、それを基に教育活動を展開していく。

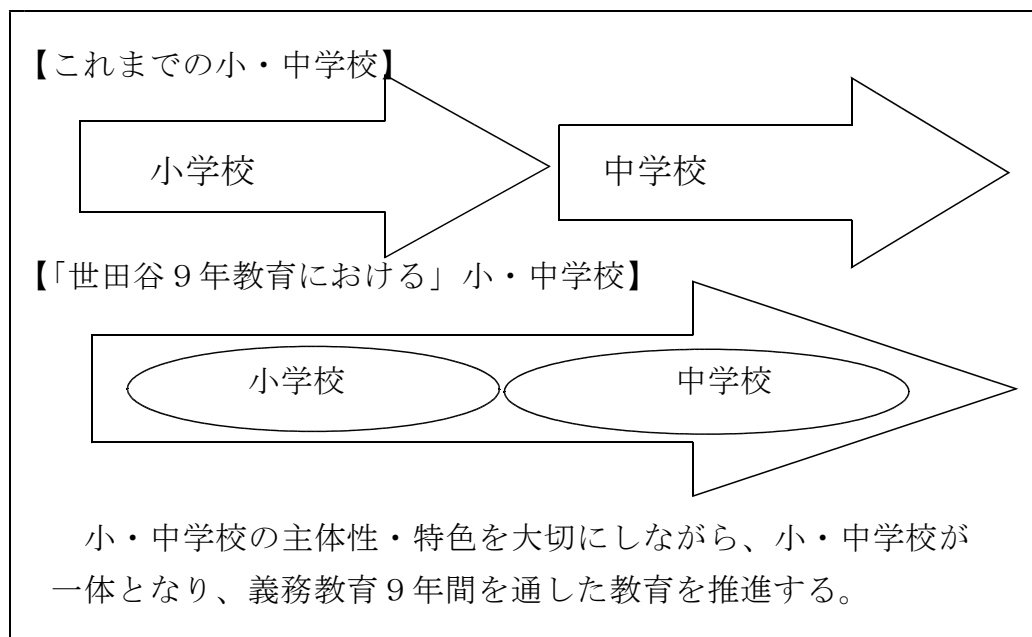
<2> 学校運営

- ・「教育ビジョン」では、施策の第一の柱に「地域とともに子どもを育てる教育」を掲げている。「世田谷9年教育」の取組を通して、地域の教育力と特色を活かし、これまで世田谷区が進めてきた「地域とともに子どもを育てる教育」を、区立小・中学校が一体となってさらに進めていく。
- ・そのために、近隣の区立小・中学校は、グループを構成し、より一体となって、一人ひとりの教職員が義務教育全体に対する自らの責任を深く自覚し、学校運営や教育活動を進めていく。

<3> 教職員の研修・研究及び学校への支援

- ・区立小・中学校が、義務教育9年間を通じた質の高い学校運営や教育活動を実現するため、教職員の研修・研究体制の充実や、教育委員会の学校への支援体制の充実を進めていく。

世田谷9年教育のイメージ図



4 義務教育9年間を通したカリキュラム

(1) 「世田谷9年教育」で育てたい力・資質

- ・平成18年12月に改正された教育基本法では、「教育の目標」の第一を「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」としている。
- ・新学習指導要領改訂の基本的な考え方として、次の3点があげられている。
 - 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること。
 - 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
 - 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。
- ・「教育ビジョン」においても、「教育では『知・徳・体』といわれます。知育、徳育、体育のことです。世田谷区においても、不易であるこの知・徳・体を柱としつつ教育の充実に取り組んでいきます。」と記している。
- ・こうしたことを踏まえ、「世田谷9年教育」においては、義務教育9年間を通して、

- 豊かな人間性
- 豊かな知力
- 健やかな身体

を育成する。

- ・また、そのためにも、世田谷区がこれまで特に力を入れて進めてきた、豊かな人間性や豊かな知力などの基盤である「ことば」を大切にする取組を一層推進し、

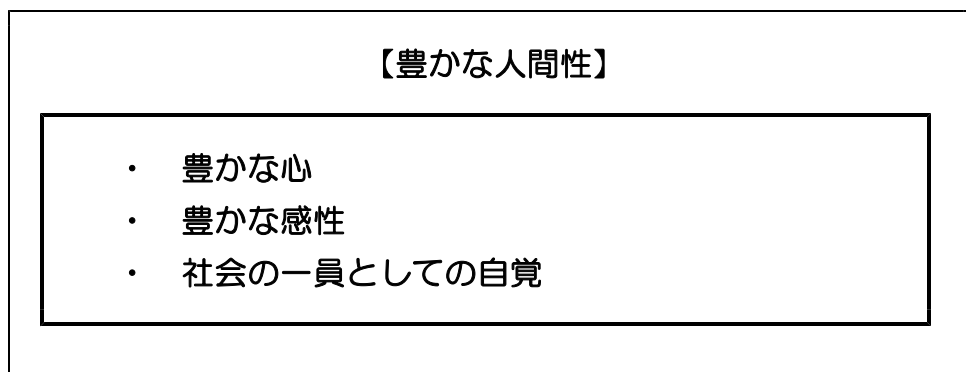
◇ ことばの力

の育成を、すべての教育活動を通して進めていく。

(2) カリキュラムの構想 ～「世田谷9年教育」で育てたい力・資質～

① 「豊かな人間性」

- ・先述した新学習指導要領の基本的な考え方や、「教育ビジョン」の2つ目の施策の柱「未来を担う子どもを育てる教育」の第一の取組項目「豊かな人間性の育成」などを踏まえ、「豊かな人間性」を次のように構成する。



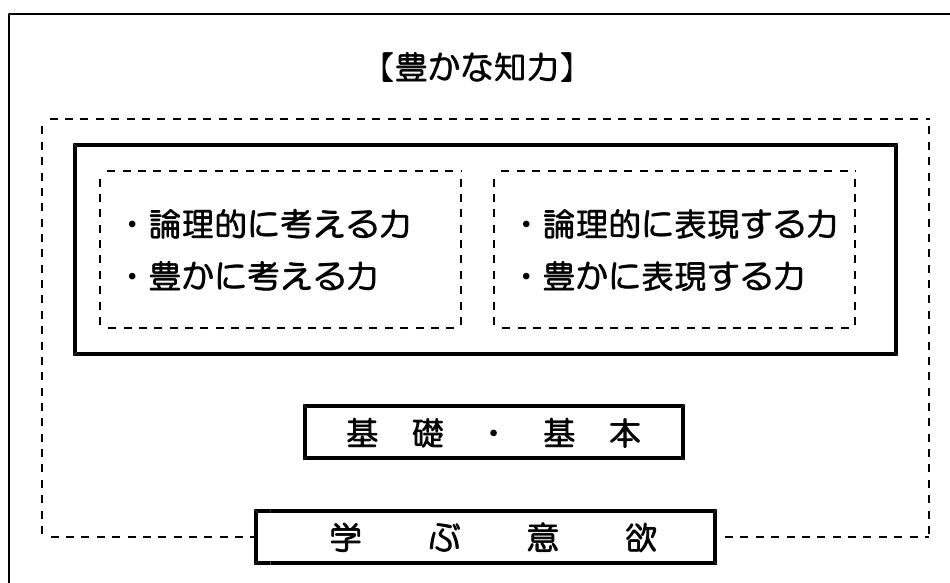
- ・「豊かな人間性」は、道徳、特別活動をはじめ、すべての教育活動を通して育んでいく。
- ・「社会の一員としての自覚」は、改正された教育基本法の目標に初めて示された「男女の平等」、「公共の精神」、「環境の保全に寄与する態度」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度」などを踏まえる。
- ・また、全区立小・中学校で実施している「人格の完成を目指して」は、義務教育9年間を通じた取組として、これからも充実させていく。

② 「豊かな知力」

- ・改正学校教育法第30条には、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよ

う、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」とあり、先述した新学習指導要領改訂の基本的な考え方も、この改正学校教育法を受けたものである。世田谷9年教育の「豊かな知力」は、知識・技能にとどまらず、学ぶ喜びや主体的に学習に取り組む態度、思考力、判断力、表現力などを含む総合的な力とする。

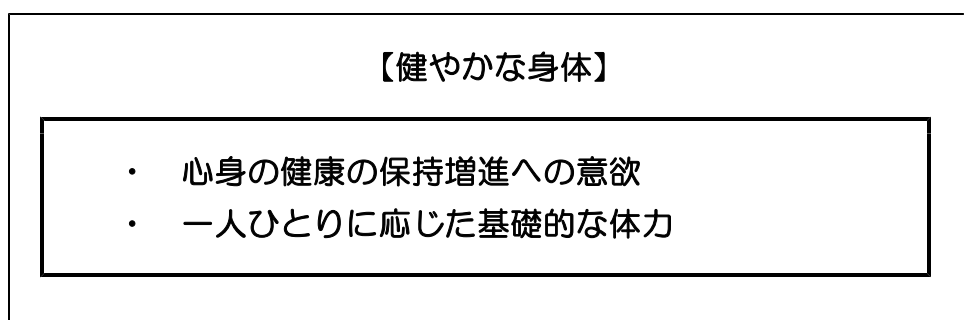
- ・「豊かな知力」を、考える力と表現する力の2つに大きく分け、それらの基盤に「学ぶ意欲」と「基礎・基本」を置く。



- ・「豊かな知力」は各教科（教科「日本語」も含む）を中心に育んでいく。

③ 「健やかな身体」

- ・先述した新学習指導要領の基本的な考え方や、学校と家庭、地域との連携を深めて心と体の健康づくりや食育、体力づくりを推進している「教育ビジョン」の取組項目「健康教育・体力づくりの推進」などを踏まえ、「健やかな身体」を次のように構成する。



- ・「健やかな身体」は、体育・保健体育をはじめ、すべての教育活動を通して育んでいく。

(3) カリキュラムの基盤「ことばの力」

- ・区教育委員会では、「ことば」が、
 - 考える基盤でありすべての知的活動の基盤であること
 - 自分の考えや思いを表現する基盤であり、コミュニケーションの基盤であること
 - 日本語が日本文化とともにあり、日本文化の基調にあることから、すべての区立小・中学校で、言葉に関心をもち言葉を大切にする教育活動を登校時から下校時まで行う「美しい日本語を世田谷の学校から」の取組を進めるとともに、独自の教科「日本語」を創設し、その充実を図ってきた。
- ・また、新学習指導要領においても、言語は知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であるという考えのもと、「言語活動の充実」を教育内容の主な改善事項の第一に掲げ、国語科において読み書きなどの基本的な力を定着させた上で、各教科等において記録、説明、論述、討論といった学習活動を充実させるとしている。
- ・これらのことから、「ことば」「日本語」を大切にしてきた世田谷区の「世田谷9年教育」では、「ことばの力」の育成をより一層推進していく。

(4) 「世田谷9年教育」における教育活動

- ・「世田谷9年教育」では、「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体」を義務教育9年間を通して育成していく。
- ・その際、おおよそ次のような段階で教育活動を展開し、義務教育9年間を通じた指導を進める。

① 小学校の前半

新学習指導要領では「基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること」としているが、小学校の前半においては、学習の基盤を構築していくために、特に基礎・基本を確実に定着させていくことを中心にカリキュラムを構成する。

なお、小学校1年生の入学当初においては、就学前教育と小学校教育との連携を十分に図る。

② 小学校の後半から中学校の前半

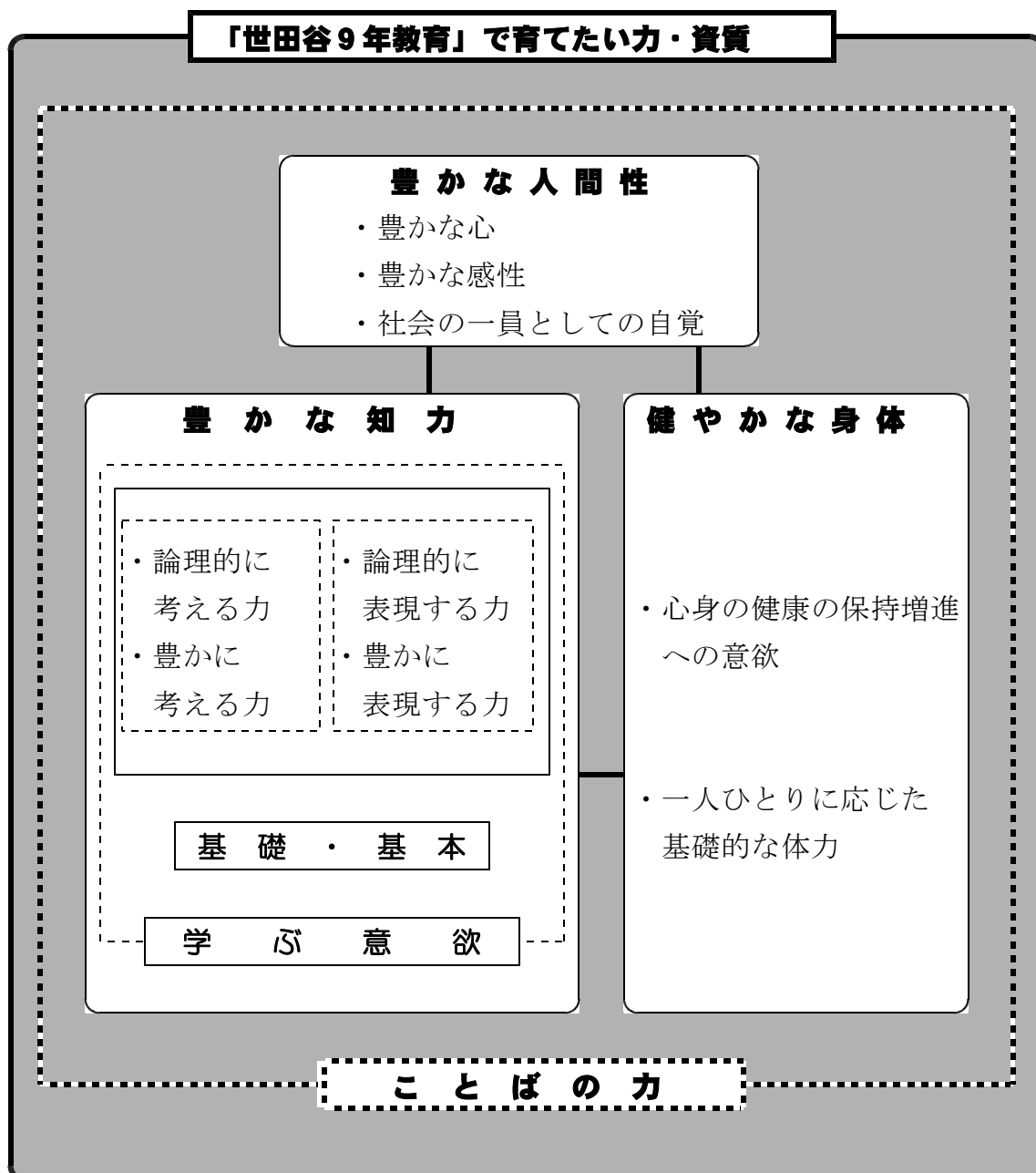
小学校の後半から中学校の前半の学習においては、小学校と中学校の円滑な接続を図ることを十分踏まえてカリキュラムを構成する。

たとえば、小学校と中学校の学習内容を相互に乗り入れて位置付けることや、小学校と中学校の多様な交流を位置付けることなどを進めていく。

③ 中学校の後半

中学校の後半は、義務教育修了に向けた自己実現を図る時期であることを踏まえてカリキュラムを構成する。

また、さまざまな社会体験活動の充実や高等学校等との連携・交流なども進めていく。



5 「世田谷9年教育」のカリキュラムに基づく教育活動の展開

(1) 各教科・領域の義務教育9年間を通じたカリキュラム

① 「世田谷9年教育教育要領（仮称）」の策定

- ・ 区立小・中学校の児童・生徒の力、資質を、義務教育の9年間を通して伸ばしていくために、小学校、中学校の新学習指導要領を基に、世田谷区の工夫を加味した「世田谷9年教育教育要領（仮称）」を策定する。
- ・ 「世田谷9年教育教育要領（仮称）」では、『世田谷9年教育』で育てたい力・資質」を踏まえ、各教科・領域ごとに、小・中学校の9年間を通じた目標を設定するとともに、区立小・中学校の教職員が十分に理解できるよう、具体的な単元系統表などを策定する。また、各学校の指導の充実を図るために、具体的な指導計画や指導事例を示す。

② 小学校前半のカリキュラム

ア) 豊かな人間性の育成

- ・ 基本的な生活習慣や、善悪を判断し、集団や社会のきまりを守る規範意識の基礎の形成を図る。
- ・ 自然や美しいものに感動する心などを育成していく。
- ・ その際、家庭や地域と連携した取組も十分に進めていく。

イ) 豊かな知力の育成

- ・ 基礎・基本の確実な定着を図るため、たとえば体験的な活動を通して理解を深める学習や、繰り返しを重視した学習などを位置付けて構成する。

ウ) 健やかな身体の育成

- ・ 運動の楽しさを十分に味わわせるとともに、基本的な動きや技能を身に付けさせる学習などを充実する。
- ・ 日常の食事への関心を高め、食事の重要性や楽しい食事について考えさせる学習などの充実を図る。

※なお、ア)、イ)、ウ)を進めるに当たり、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るようにする。

③ 小学校後半から中学校前半のカリキュラム

ア) 豊かな人間性の育成

- ・ 自己肯定感の育成や、相手を思いやる心の涵養を図る。
- ・ 集団の一員としての役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図る。
- ・ 家庭や地域と十分に連携した体験活動の実施などを通して、社会への興味・関心を育む。

- ・小学校、中学校の多様な交流を推進していく。

イ) 豊かな知力の育成

- ・中学校の学習内容の一部を小学校で発展的に学ぶ機会を設けたり、小学校の内容の一部を中学校で繰り返し取り上げたりすることなどを通して小学校から中学校への円滑な接続を図るよう構成する。
- ・新学習指導要領が示す内容の範囲や程度等を超えて指導する「発展的に学習する内容」を導入する。

ウ) 健やかな身体の育成

- ・体力を養うとともに、健康で安全な生活を営む能力を育てる学習などを充実する。
- ・生活の中で食事が果たす役割を理解し、望ましい食習慣について考えさせる学習などの充実を図る。

④ 中学校後半のカリキュラム

ア) 豊かな人間性の育成

- ・人間としての生き方や、自己の個性や適性を探究する経験などを通して自己の在り方についての考えを深めさせる。
- ・法や規則の意義について理解を深めさせるとともに、公共心などの涵養を図る。
- ・日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する意欲の伸長を図る。

イ) 豊かな知力の育成

- ・義務教育修了の時期にあることから、生徒が義務教育9年間において身につけるべき基礎・基本を確実に身につけ、自己実現を図ることができるよう構成する。
- ・全区立中学校で取り組む「発展的に学習する内容」の精選かつ充実を図る。

ウ) 健やかな身体の育成

- ・体力の向上を図り、健康を適切に管理し改善していく能力を育てる学習などを充実する。
- ・食に対する感謝の気持ちを育み、心身の健康によい食習慣を身に付けさせるとともに、食が人間関係を深めたり、伝統・文化を伝えたりする役割をもつことを理解させる学習などの充実を図る。

⑤ 特別支援教育のカリキュラム

- ・世田谷区では、障害のある児童・生徒などの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育ニ

ズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するために、特別支援教育を推進している。

- ・特別支援教育においては、前述の①～④を踏まえるとともに、「個別指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じて教育の質的向上を図る。
- ・区教育委員会が取り組んでいる「就学支援シート」や「就学支援ファイル」の一層の活用を進める。
- ・さまざまな交流や共同学習を推進するとともに、家庭はもちろん、専門機関や相談機関などとのさまざまな連携により、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実を推進する。

⑥ 教科「日本語」のさらなる充実

- ・「世田谷9年教育」で、「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体」と「ことばの力」を育てていくうえで、「深く考え、自分の考えや思いを表現することができ、日本文化を理解し大切にす児童・生徒の育成」をねらいとする、世田谷区が独自に進めている教科「日本語」をさらに充実していく。
- ・教科「日本語」の充実にあたっては、区立小・中学校の教職員が教科「日本語」の意義をよく理解し、授業の質を高めることが最も重要であり、校長会等とも連携して研修や指導教材等の充実を図る。

⑦ 理数教育の充実

- ・児童・生徒が、自然について不思議だと感じたことを粘り強く調べたり、自ら課題をもち仮説を立てて研究したりしていくことは、これからの時代を生きていく力を育てていく上で大変重要である。
- ・そのために、「世田谷9年教育」のカリキュラムを通して理数教育の充実を図るとともに、「才能の芽を育てる体験学習」をはじめ、児童・生徒が自らの才能を発見し伸ばしていくことのできる多様な場を設けていく。
- ・児童・生徒が理科について、自ら課題をもって研究し発表する機会として、大学や企業とも連携しながら区教育委員会主催の「科学コンテスト(仮称)」を開催する。また、「算数(数学)コンテスト(仮称)」の開催についても検討する。

(2) 接続期の指導

① 就学前教育と小学校教育の接続プログラム

- ・いわゆる「小1問題」が指摘される中、これまで、小学校は幼稚園や保育園などの就学前教育機関とさまざまな連携を進めてきた。区教育委員会においても、指導資料の作成や研修の充実などに取り組んできている。
- ・「世田谷9年教育」をより有効なものとしていくためには、就学前教育と小学校教育の連携も大変重要である。
- ・そこで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのプログラムを作成し、小学校を視野に入れた就学前教育の充実、就学前教育を踏まえた小学校教育の充実を進める。
- ・プログラムは、公私立幼稚園、保育園などとも連携し、就学前の保育園・幼稚園などと小学校の円滑な接続を図るため、子どもの学びや発達の連続性、基本的な生活習慣などに焦点をあてた取組の工夫などについて示す。

② 小学校と中学校の接続プログラム

- ・小学校と中学校の接続期においては、中学校に進学した子どもたちが、中学校における教科担任制や学習内容の難易度の違いなどに十分に適応できないことなどが見られることがあり、いわゆる「中1ギャップ」の課題があることが指摘されている。このため、小学校の後半から中学校の前半を目途とした、小学校と中学校の円滑な接続を図るためのプログラムを作成し、教育活動を進める。
- ・プログラムは、各教科や領域に焦点を当てて具体的な単元系統表などの中で示すとともに、区立小・中学校の各グループや、区立小・中学校の教育研究会の協力を得て開発していく。
- ・その際、よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動などにも考慮する。

③ 区内都立高等学校との交流

- ・区内には数多くの都立高等学校がある。区立小・中学校と都立高等学校との交流を通して、児童・生徒の上級学校への興味・関心を高めることは意味のあることである。
- ・このため、都立高等学校の教員による中学校への「訪問授業」の充実や、区内都立高等学校の教育活動を紹介する場の設定や交流などを進める。

(3) 発展的に学習する内容

- ・新学習指導要領に示された内容の取扱いのうち、内容の範囲や程度等を示す事項は、全国のすべての児童・生徒に対して指導するものとして示されていることから、世田谷区の子どもたちの実態にあわせて、「発展的に学習する内容」を導入する。
- ・「発展的に学習する内容」については、全区立小中学校で共通に取り組む内容も検討する。
- ・「発展的に学習する内容」については、授業時間や必要な教材、指導資料等についてあわせて検討する。

(4) 学習状況を確認する仕組み

① 学習状況を確認する仕組み

- ・新学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることとしている。
- ・「世田谷9年教育」では、基礎的・基本的な知識及び技能を児童・生徒に確実に身に付けさせ、それらを活用して「論理的に考える力」や「豊かに表現する力」などを高め、「豊かな知力」を育てていくことを目指す。
- ・児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能などを確実に身に付けているかどうか、その学習状況を確認することは、日々の授業の中や中学校の定期考査などでも行われることである。
- ・「世田谷9年教育」においては、さらに、その学習状況の確認を年度の一定時期に意図的に行い、それらをもとに校内はもちろん、同じグループの区立小・中学校の教職員が共に児童・生徒の学習の状況、教職員の指導の状況を振り返り、指導の改善・充実を進める。
- ・このような取組を区立小・中学校が連携して実施することにより、小・中学校の教職員が、児童・生徒一人ひとりの義務教育9年間に責任をもって教育活動を進め、児童・生徒の「豊かな知力」を確実に伸ばしていく。

② 学習状況の確認

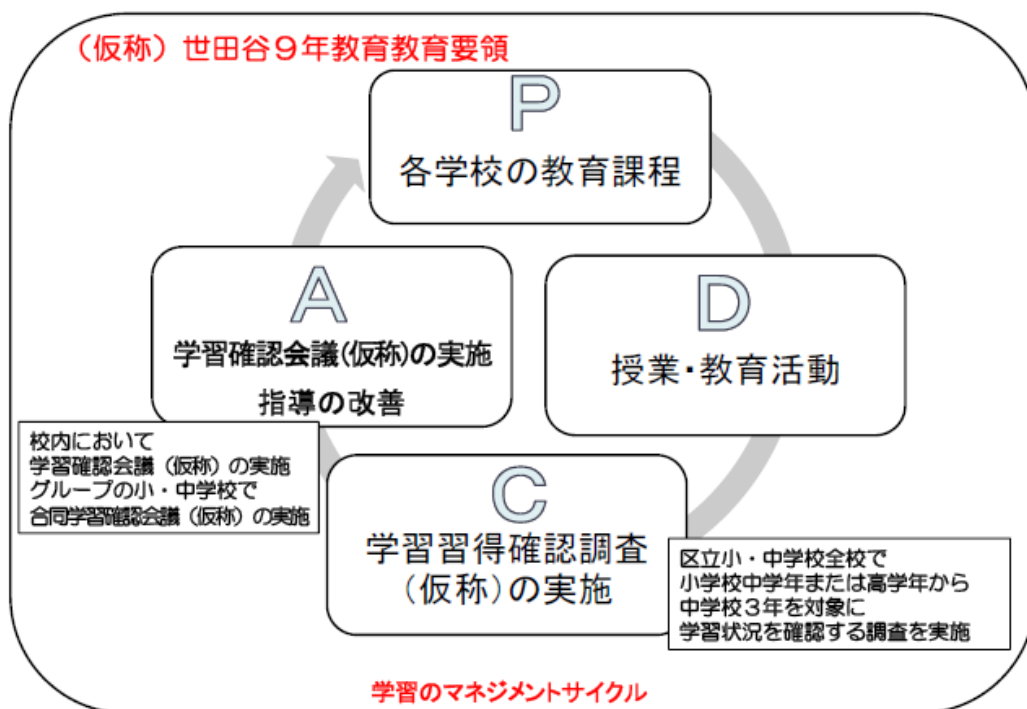
- ・児童・生徒の学習状況を義務教育9年間を通して継続的、定期的に確認するため、「学習習得確認調査（仮称）」を実施する。その教科や内容については、小・中学校の発達段階を踏まえ検討していく。特に、中学校の後半については、義務教育修了後の進路も視野に入れて内容・方法などを検討していく。
- ・「学習習得確認調査（仮称）」の具体的な検討、実施にあたっては、区立小

・中学校の校長会や副校長会、教育研究会などが主体性を発揮できるよう、十分な連携を図る。

③ 学習状況確認後の分析、指導の改善

- ・学習状況の確認を踏まえて、児童・生徒の学ぶ意欲を高めたり、教職員が指導の改善を図ったりしていくことが大切である。そのために、各学校では、確認後に校内の教職員がその結果を共有して分析し、指導改善のための具体的な計画を立案し実行していくことが重要である。
- ・特に、小学校と中学校の接続の時期においては、同じグループの区立小・中学校の教職員が一緒になって分析し、それまでの指導上の課題を明らかにしたり、指導の改善・充実に向けた具体的な取組を検討したりする小・中学校合同の会議（「合同学習確認会議」（仮称））をもち、グループ内の児童・生徒一人ひとりの義務教育9年間に責任をもった教育活動を進めていくことが大切である。
- ・一人ひとりの児童・生徒の学ぶ意欲を高め、よりきめ細やかな指導を進めるために、確認された一人ひとりの児童・生徒の学習状況に応じて、学習面を軸とした個別のガイダンスを行うことも必要である。

学習の状況を確認する仕組みの「イメージ図」



④ 小・中学校を通じた学習の評価の充実

- ・区立小・中学校では、年間指導計画や評価計画をもとに学習指導を行い、学習の評価を行っている。
- ・一方で、小学校と中学校では、たとえば、通知表の表記等が異なるなどの状況がある。
- ・小・中学校の円滑な接続を進めるために、たとえば、小学校高学年における通知表のあり方を検討するなど、小・中学校を通じた学習の評価を充実させる。

(5) 指導体制の充実

① 少人数教育

- ・これまで区教育委員会は、区単独の予算で、各小・中学校の授業計画に基づき、習熟度別授業やチームティーチングなどを行う講師を配置して、学級の枠を超えた少人数の指導形態を取り入れるなど、きめ細かい指導の充実を進めてきた。
- ・特に、クラス平均39人以上の学年には区費の講師を配置し、また、小学校1, 2年生でクラス平均35人以上の学年には、「はばたけ！小学校1年生」「はばたけ！小学校2年生」として、区費の講師を配置している。
- ・これらの少人数教育は一定の成果をあげてきたが、今後、一層効果があがるよう工夫をしていく。

② 新学習指導要領に対応する指導体制

- ・新学習指導要領では、理科の学習内容の増加や小学校における英語活動の実施、また中学校体育における武道の導入など新たな教育活動が始まる。
- ・これらの教育活動を円滑に進めるために、理科支援員（※）や英語活動支援員（※）の拡充を図っていく。
- ・また区内大学との連携についても拡充し、たとえば、理科担当教員を区内の理学系や工学系、農学系の大学・学部へ派遣し、教員の資質向上を図る「大学派遣研修」の実施や、区内体育系大学との連携による武道の研修会の実施など、多様な連携を図る。

※理科支援員制度

授業における観察・実験の充実などを通して、理科教育の一層の質の向上を目的とした支援員派遣制度。

※英語活動支援員制度

区立小学校における英語活動の円滑な実施並びに充実を目的とした支援員派遣制度。

③ 授業時数の増加と指導体制

- ・新学習指導要領に示された授業時数を超える授業時数の増加については、時間の確保、指導体制の整備、児童・生徒の負担など多くの点からの検討が必要であるが、より質の高い教育活動の展開を進める上から、各区立小・中学校の主体性や実態、特色ある教育活動に応じた学校独自の授業時数増加とそれを支援する講師派遣などの指導体制の整備について検討する。
- ・なお、東京都教育委員会は、小・中学校において土曜日の授業を実施できるとする方針を示しており（平成22年1月14日付、21教指企1001号）、こうした動向も踏まえていく。

（6）朝の時間を活用した学習

- ・基礎・基本の定着を図る補足的な教育活動として、たとえば小学校の後半以降における、朝の時間を活用した学習などについても検討する。
- ・基礎・基本の定着を図る朝の学習などの実施や教材については、「世田谷9年教育」のカリキュラムを踏まえて検討する。その際、「豊かな知力」の育成にかかわる他の取組と連動させることなどについても検討する。

（7）補習の充実

- ・世田谷区では、多くの中学校で学期中の放課後や長期休業中に補習を実施している。しかし、平日の放課後は部活動との兼ね合いなどに課題があることが多い。また、基礎的・基本的な内容の補充が多く、発展的な内容が少ないなどの課題がある。一方、土曜日の補習については、一定の効果をあげている学校がある。
- ・そのため、「世田谷9年教育」の推進に合わせ、基礎的・基本的な内容の補習のさらなる充実や、発展的な内容の補習の実施など、補習内容の見直しを進めるとともに、土曜日の活用など、区としての補習体制を整備していく。
- ・長期休業中については、近隣の中学校と連携し、地域の教育力を活かして、「サマースクール」などの名称でさまざまな体験活動などを実施している小学校も少なくない。児童・生徒の「豊かな知力」を育成していくため、長期休業中のこうした取組もより充実させていく。
- ・なお、東京都教育委員会は、前述のように、開かれた学校づくりを進める観点から土曜日の授業を実施できるとする方針を示しており、そうした動向を踏まえつつ進めていく。

6 義務教育9年間に責任をもった学校運営

(1) 区立小・中学校のグループ構成

- ・近隣の区立小・中学校が一体となり、一人ひとりの教職員が義務教育全体に対する自らの責任を深く自覚して、学校運営や教育活動を進めるとともに、地域の教育力と特色を生かし、これまで世田谷区が一貫して取り組んできた「地域とともに子どもを育てる教育」を一層進めていくことが重要である。
- ・そのために、学区域などを勘案して区立小・中学校のグループを構成し、「世田谷9年教育」を推進していく。現在取組を進めている合同学校協議会を基本としながらグループ構成をし、平成22年度から試行する。
- ・区立小学校の中には、学区域により、卒業生が複数の区立中学校へ進学する学校があるため、中学校1校と小学校2校という形でのグループ構成が可能な場合と、当面は複数中学校（2校）と複数小学校（4，5校程度）でのグループなどにならざるを得ない場合がある。いずれの場合であっても、児童・生徒一人ひとりの9年間の義務教育全体に対して責任をもてるよう、各区立小・中学校はグループ内での学校運営体制について工夫していく必要がある。
- ・また、現在進めている区立小・中学校の適正規模・適正配置の推進との整合性を図っていく。

(2) グループごとの目標や方針の設定

- ・各区立小・中学校は、それぞれ教育目標や当該年度の重点目標を定めて、学校運営や教育活動を進めている。
- ・各グループ内では、各校の教育目標や重点目標、特色ある教育活動について情報交換し、理解を深めることが必要である。
- ・各グループでは、グループとしての中期的あるいは単年度の教育目標や重点目標、行動計画などを設定し、義務教育9年間に責任をもった学校運営を充実させていくことが重要である。

(3) 各グループの運営体制・教育活動

- ・各グループは、グループの運営体制について十分協議し、義務教育9年間を通じた学校運営や教育活動がより円滑に進むようにしていかななくてはならない。
- ・「世田谷9年教育」の推進にあたっては、義務教育9年間を通じた区全体で共通のカリキュラムのもとに教育活動を展開するとともに、グループご

とに実態に応じた特色ある取組を工夫する。

- たとえば、グループで定めた教育目標や重点目標、行動計画を踏まえて、児童・生徒に育てたい力や教育活動の重点などを決め、各教科や領域、あるいは教育課題ごとに教職員の合同分科会を設け、指導の改善・充実に向けて実践研究や研修を進めていくことが考えられる。
- また、たとえば、グループ内の学校で合同の企画委員会や研究推進委員会を設置したり、グループ内で共通の学校運営目標を掲げて取り組んだりすることなどが考えられる。
- 各グループでは、地域の特色や各学校の実態に応じて創意工夫をしてグループとしての特色を発揮するとともに、各グループで設置する会議などの精選や、各学校における従来の校務分掌組織の整理、校務ネットワークの活用など、教職員の負担が増加しないためにも、効率的な運営体制を整備していくことが求められる。
- 先述したように、複数のグループ形態が考えられ、学校や地域の状況もそれぞれに異なることから、各グループの創意工夫を活かした取組を進め、児童・生徒一人ひとりの力や資質を高めていくことが大切である。
- また、区立小・中学校の枠を超えた保護者や地域の方々の交流も、相互の理解と連携を深めるには有効であると考ええる。
- グループごとに地域の特色を生かした学校運営や教育活動を進めて行くことを通して、小・中学校のグループを核としながら地域のネットワークが広がり、地域の活動もより活発になるなど、一層、地域教育基盤が整備されることも期待される。
- なお、グループごとの取組をより円滑に進めていくために、各グループでは、構成する区立小・中学校の校長の中から代表となる校長を選出するとともに、グループの名称やシンボルマークを定めることとする。

世田谷9年教育パイロット校での取組例

「ようがの学び舎」(用賀中学校、京西小学校、用賀小学校)

- 1 グループ名 : 「ようがの学び舎」
- 2 舎訓 : 「責任・信頼・誇り」
- 3 目指す児童・生徒像
自らの行動に責任をもち、人を信頼し、人に信頼され、
夢と誇りをもって挑戦し続ける児童・生徒
- 4 教育目標
 - ① やさしさと豊かな心
 - ② 学ぶ意欲と知力の充実
 - ③ 強い体と健康な生活
- 5 シンボルマーク(右の図)



(4) 校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等の兼務

- ・区立小・中学校の教職員が、児童・生徒一人ひとりの義務教育9年間に責任をもち、連携・協力をして多様な教育活動を展開していくために、パイロット校では教職員について、同じグループの学校との兼務発令を行っている。
- ・しかし、1つの中学校と2つの小学校がグループを構成する場合と、当面、複数の中学校と複数の小学校がグループを構成せざるを得ない場合とでは事情が異なってくる。また、グループを構成する学校の距離によっても兼務発令の有効性は異なると考えられる。
- ・そうしたことから、すべての区立小・中学校のグループ内で教職員の兼務発令を一律に行うのではなく、各グループの実態などを十分に勘案して、兼務発令について検討を続けていく。

(5) 学校支援コーディネーターの充実

- ・平成17年に策定した、「教育ビジョン」では、施策の第一の柱「地域とともに子どもを育てる教育」において、「学校支援コーディネーターの育成」を行動計画の一つとした。そして、そこで、「学校支援コーディネーターとは、学校の求めに応じて、様々な分野で活躍している個人や企業などを学校に紹介するなどして、外部の人材を活用した教育活動の円滑な実

施を支援し、学校教育への地域の支援体制づくりを推進する役割を担う（地域の）人材です。」と記述した。

- ・平成20年度から始まった教育ビジョン第2期行動計画では、「学校支援コーディネーター等の充実」という行動計画を設け、さらなる充実を図っている。これにより、平成21年度は、学校支援コーディネーターによる教育活動支援プログラムの実施が約130件に達し、学校支援の大きな特色の一つとなりつつある。
- ・今後、グループ内の小・中学校の教育活動で多様な人材を共通に活用することなどを可能にするために、各グループごとに学校支援コーディネーターを位置付けることを検討していく。

（6）小学校及び中学校のブロック構成

- ・現在、区立小学校は64校を8つのブロックに分け、また、区立中学校は31校を4つのブロックに分け、ブロック校長会、副校長会などを実施している。
- ・「世田谷9年教育」の推進にあたっては、区立小・中学校合同のブロックを構成し、地域の小・中学校の管理職などが集まり、小・中学校の枠を超えてブロックとしての取組を企画・推進したり、情報交換を行ったりすることにより、小・中学校相互の理解と協働を促進することが重要である。
- ・区立小・中学校合同のブロックを構成するにあたっては、既存の小・中学校別のブロックをどのように扱うかについて、校長会などとよく協議して検討を進めていく。
- ・ブロックの構成は、5つの行政の区分（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）との整合性を図ることなどについても検討する。

7 教職員の研修・研究体制及び学校への支援体制の充実

（1）教職員の研修・研究体制の充実

① 教職員の研修・研究体制におけるセンター機能

- ・「世田谷9年教育」を実現するには、区立小・中学校の教職員の資質・能力を向上させていくことが不可欠である。そのためには、現在の研修・研究体制を改善・充実することが必要である。
- ・一方、教職員の研修・研究機能を充実させるためには、そのセンター的な機能を担う場が必要である。しかし、現在の本区の「教育センター」は、教材の研究・開発やその資料などを保存・供覧する機能が不十分であること、また、教員が集い研修・研究を進めるためのサポート機能や研修室が

不十分であることなど、100校近い区立学校を擁する自治体の「教育センター」としては十分機能しているとは言えない。また、その機能を拡充するためには施設規模からくる限界もあり、センター的な機能を十分に発揮する新たな場の設置を検討することが喫緊の課題である。今後早急に検討を進めていく。

② 教育委員会の主催する研修等の見直し

- ・教育委員会が主催する研修会や指定する研究校などについても、「世田谷9年教育」の視点から見直していく。

③ 世田谷区立小・中学校教育研究会等の活動の充実

- ・「世田谷区立小学校教育研究会（世小研）」と「世田谷区立中学校教育研究会（世中研）」が、それぞれの活動の充実を進めることはもちろん、義務教育9年間を通した教育活動を実践するため、両研究会が合同で研究を進める場を積極的に設定していくことなどを検討していく。
- ・また、世小研・世中研と「世田谷区立幼稚園教育研究会」との連携も進めていく。

（2）教育委員会による学校への支援体制の充実

① 「世田谷9年教育」の実践への支援

- ・「世田谷9年教育」のカリキュラムに基づく教育活動を進めていくにあたって、教育委員会は、各学校、グループにおける取組状況を把握し、必要な支援を行っていく。
- ・また、カリキュラムや接続プログラム、学習状況を確認する仕組みなどの実施について、各学校、グループでの教育活動を把握、検証し、課題を整理して常に改善・充実を図っていく。

② グループ、ブロックへの支援

- ・各グループやブロックごとの学校運営や教育活動にかかわる取組を、教育委員会として支援していく体制を整備していく。
- ・各グループや区立小・中学校合同のブロックごとに担当の指導主事やサポートスタッフなどを位置付け、教育課程、学習指導、学校運営などについて、支援していくなどの方法を検討する。

③ 学校支援のためのセンター機能

- ・教職員の研修・研究体制のセンター的な機能を担う場の設置について検討する際には、併せて、学校支援機能についても検討し、学校への支援体制の整備・充実を進めていく。

8 「世田谷9年教育」の実現に向けて

(1) 実現に向けた年次計画

- ・「世田谷9年教育」は、小学校の新学習指導要領が実施される平成23年度に区立小学校全校で試行を開始し、中学校の新学習指導要領が実施される平成24年度に全区立小・中学校で試行、平成25年度から全区立小・中学校で実施する。
- ・そのため、平成22年度から学習状況を確認する仕組み等をパイロット校で試行するなどして、計画的に取組を進めていく。
- ・学校運営体制にかかわるグループについては平成22年度から試行し、ブロック体制についてもできるだけ早期に検討して、各グループやブロックにおいて創意工夫を活かした取組を実施できるようにしていく。
- ・新学習指導要領の実施に合わせて、計画的、段階的に準備・取組を進め、より質の高い学校教育を実現していく。

世田谷9年教育実施スケジュール

	全体的な流れ	カリキュラム (教育要領)	カリキュラム (特色ある取組)	学校運営
平成21年度 年度末	「世田谷9年教育 検討のまとめ」報告	「世田谷9年教育・ 教育要領(仮)」 作成開始		ブロックの検討
平成22年度 年度末		小学校教科書採択 小学校版 教育要領完成	試行実施 (パイロット校等)	グループの決定 グループの試行 (全区立学校) 仮ブロックの決定
平成23年度 年度末	区立小学校全校試行	中学校教科書採択 中学校版 教育要領完成		ブロックの試行
平成24年度 年度末	区立小学校全校試行 区立中学校全校試行	「世田谷9年教育・ 教育要領(仮)」 完成	区立学校全校試行	
平成25年度 年度末	区立小・中学校全校実施			

(2) パイロット校の取組

- ・平成20年度から指定されているパイロット校では、小・中学校合同のグループの方針を明確にして、地域の教育力を活かした取組や、教職員の研修・研究など教育活動の充実、創意工夫を活かした取組を進めてきている。
- ・さらに、パイロット校はすべて地域運営学校にも指定されていることから、家庭・地域・学校がより一体となって、学校運営、教育活動の改善・充実に努めている。
- ・「世田谷9年教育」の実現に向けて、すべての区立小・中学校は、パイロット校の多様な取組を参考とし、積極的に進めていく。

※「世田谷9年教育」パイロット校

- 山崎中学校 城山小学校 山崎小学校
- 弦巻中学校 松丘小学校 弦巻小学校
- 用賀中学校 京西小学校 用賀小学校
- 八幡中学校 九品仏小学校 八幡小学校

9 おわりに

「世田谷9年教育」の推進にあたってはいくつもの課題があるが、世田谷区立小・中学校の新たな責任ある義務教育を創造するために、区教育委員会は各区立小・中学校と一体となって推進し、保護者、地域から信頼される、世田谷区の児童・生徒にふさわしい質の高い義務教育の実現を目指す。